

## 資料編

- 1 登米市生物多様性ため戦略検討委員会名簿
- 2 登米市生物多様性ため戦略検討委員会設置要綱
- 3 とめ生きもの多様性プラン策定の経緯
- 4 登米市生物多様性の保全 市民アンケート調査結果（概要）
- 5 愛知目標
- 6 用語説明

登米市生物多様性とめ戦略検討委員会名簿 (敬称略)

任期：平成25年1月8日～平成27年2月28日

区分	氏名	所属等	備考
学識経験	中 静 透	東北大学大学院生命科学研究科 教授	委員長
	呉 地 正 行	日本雁を保護する会 会長	副委員長
	嶋 田 哲 郎	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 上席主任研究員	
地域団体関係者	鈴 木 武 彦	NPO 法人故郷まちづくりナイン・タウン 理事	
	高 橋 由紀子	登米市環境教育リーダー	
	佐々木 豊 志	NPO 法人日本の森バイオマスネットワーク 理事長	
	佐々木 猛 裕	NPO 法人田んぼ 主任研究員	
	唐 澤 晋 平	手のひらに太陽の家	
	竹 中 雅 治	登米町森林組合総合企画管理課 課長	
	佐々木 源市郎	NPO 法人伊豆沼・長沼水環境ネットワーク	
	菅 原 亜希子	(株)ウジエクリーンサービス	
	尾 形 忠 蔵	みやぎ登米農業協同組合生活福祉部 部長	平成25年3月31日まで
	佐々木 謙	みやぎ登米農業協同組合営農経済部 部長	平成25年7月4日から
	菅 原 一 元	(株)登米村田製作所事務課 課長	平成25年12月30日まで
	菅 野 忠 美	(株)登米村田製作所事務課 課長	平成26年1月16日から
関係行政機関職員	三 坂 達 也	宮城県環境生活部自然保護課 課長	平成25年3月31日まで
	杉 下 泰 彦	宮城県環境生活部自然保護課 課長	平成26年5月30日から
オブザーバー	折 橋 正 樹	宮城県環境生活部自然保護課 主任主査	
	佐々木 洋 枝	石巻市生活環境部環境課 主事	
	西 條 勲	大崎市産業経済部産業政策課 課長	

区分	氏名	所属等	備考
オブザーバー	菅原茂樹	栗原市市民生活部環境課 課長補佐	平成25年3月31日まで
	伊藤君夫	栗原市市民生活部環境課 課長補佐	平成25年4月1日から
	齋藤肇	気仙沼市市民生活部環境課 課長補佐	平成25年4月1日から
	千葉晴敏	南三陸町環境対策課 課長	平成26年3月31日まで
	星力	南三陸町環境対策課 課長補佐	平成26年4月1日から
	千葉精一	岩手県一関市市民環境部生活環境課 課長補佐	
登米市	志賀尚	市民生活部 部長	平成26年3月31日まで
	神田雅春	市民生活部 部長	平成26年4月1日から
	三浦洋一	産業経済部農林政策課 課長補佐	平成25年4月1日から
	伊藤幸太郎	教育委員会教育総務課 課長補佐	平成25年4月1日から
	佐々木洋一	教育委員会生涯学習課 課長	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
	伊藤信行	教育委員会生涯学習課 課長補佐	平成26年4月1日から
事務局	佐々木修一	市民生活部環境課 課長	平成26年3月31日まで
	木村達之	市民生活部環境課 課長	平成26年4月1日から
	田辺賢一	市民生活部環境課 課長補佐	平成25年3月31日まで
	小泉一誠	市民生活部環境課 課長補佐	平成25年4月1日から
	小野寺祐喜	市民生活部環境課 主査	平成25年3月31日まで
	佐々木清晴	市民生活部環境課 主査	平成25年4月1日から
受託団体	亀田聡	公益財団法人 日本生態系協会 ランドデザイン総合研究所 主任研究員	登米市生物多様性 地域戦略策定事業 委託業務

## ○登米市生物多様性ため戦略検討委員会設置要綱

平成24年10月24日  
告示第192号

(設置)

第1条 登米市環境基本計画の施策の一つである良好な自然環境の保全及び創造に当たり、生物多様性ため戦略の策定に必要な事項を検討するため、登米市生物多様性ため戦略検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生物多様性ため戦略の策定に関する事務を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から生物多様性ため戦略の策定が完了する日までとする。

(オブザーバー)

第5条 委員会に、オブザーバーを置くことができる。

(意見の収集)

第6条 委員会は、市民から意見を収集するため、ワークショップを開催することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(謝金)

第10条 委員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の謝金を支給するものとする。

- (1) 学識経験を有する者 会議1回につき16,000円
- (2) 前号以外の者(国又は地方公共団体及びこれらの外郭団体の職員を除く。) 会議1回につき4,500円

(旅費)

第11条 委員には、登米市職員等の旅費に関する条例(平成17年登米市条例第60号)に定める職員の旅費の例に準じて計算した額の旅費を支給するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月24日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成27年2月28日限り、その効力を失う。

## とめ生きもの多様性プラン策定の経緯

年月日	内容
平成 25 年 1 月 8 日	<b>第 1 回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性地域戦略策定について（概要紹介）</li> <li>・ 登米市の生物多様性の現状について</li> <li>・ 生物多様性とめ戦略（イメージ図）について</li> </ul>
1 月 26 日	<b>生物多様性の保全シンポジウム(参加者 85 人)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演 I 「登米市の自然環境」 （株）宮城環境保全研究所 調査課長 菅野洋 氏</li> <li>・ 講演 II 「生物多様性と私たちの暮らし」 筑波大学生命環境系 教授 大澤良 氏</li> </ul>
2 月 8 日	<b>第 2 回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登米市の生物多様性について（現状と課題）</li> <li>・ 生物多様性の保全市民アンケートの実施について</li> <li>・ ワーキング（小学校児童訪問ヒアリング）について</li> </ul>
2 月 10 日～ 16 日	<b>登米市猛禽類調査（市内東部地域）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点調査：設定した 9 地点の内 8 地点</li> </ul>
2 月 19 日	<b>ワークショップ(場所：米山東小学校 対象者：第 5 学年)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループワークショップ （児童向けアンケートは事前に実施、当日回収）</li> </ul>
2 月 19 日	<b>第 3 回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキングの総括について</li> </ul>
2 月 28 日～ 3 月 31 日	<b>生物多様性の保全市民アンケート調査</b> 〔調査対象〕 市民 20 歳以上男女 1,350 人、〔回収数〕 445 人、〔回収率〕 32.9%
7 月 4 日	<b>第 4 回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登米市の生物多様性について</li> <li>・ 近隣市町の生物多様性の取り組み状況と生物多様性とめ戦略について</li> </ul>
7 月 23 日～ 9 月 13 日	<b>登米市猛禽類調査（市内東部地域および周辺地域）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点調査：市内 10 地点</li> </ul>
10 月 24 日	<b>第 5 回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登米市生物多様性とめ戦略（骨子案）について</li> </ul>
平成 26 年 1 月 16 日	<b>第 6 回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （仮称）生物多様性登米戦略（素案）について</li> </ul>
1 月 25 日	<b>生物多様性シンポジウム～いのちにぎわう里づくり～(参加者 120 人)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演 I 「野鳥と森林の危機～小鳥やイヌワシとの共存～」 岩手県立大学名誉教授・東北鳥類研究所 所長 由井正敏 氏</li> <li>・ 講演 II 「生きものにぎわう森里川海づくりをめざして」 NPO 法人里の自然文化共育研究所 理事 菊池良磨 氏</li> <li>・ 第 1 回いのちにぎわう里づくりフリーディスカッション テーマ「自然と学ぶ未来へのヒント」 ファシリテーター：日本雁を保護する会 会長 呉地正行 氏 事例発表：「自伐林業の取り組みについて」 NPO 法人日本の森バイオマスネットワーク 事務局長 唐澤晋平氏 コメンテーター：由井正敏氏、菊池良磨氏</li> </ul>

年月日	内容
5月18日	<b>第2回いのちにぎわう里づくりフリーディスカッション</b> (参加者 19人) ・講演「生き物を活かした豊かな地域を作るためのアイデア」 東北大学大学院生命科学研究科 教授 中静透 氏 ・フリーディスカッション テーマ「生き物を活かした豊かな地域を作るためのアイデアを考える」 ファシリテーター： 東北大学大学院生命科学研究科 教授 中静透 氏 (公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 上席主任研究員 嶋田哲郎 氏 登米市環境教育リーダー 高橋由紀子氏 NPO 法人故郷まちづくりナイン・タウン 理事 鈴木武彦 氏 NPO 法人日本の森バイオマスネットワーク 事務局長 唐澤晋平 氏
5月30日	<b>第7回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 素案 について
7月13日	<b>第3回いのちにぎわう里づくりフリーディスカッション</b> (参加者 17人) ・講演「生き物を活かした豊かな地域を作るための取り組み」 東北大学大学院生命科学研究科 教授 中静透 氏 ・フリーディスカッション テーマ「生き物を活かした豊かな地域を作るための取り組みを考える」 ファシリテーター： 東北大学大学院生命科学研究科 教授 中静透 氏 日本雁を保護する会 会長 呉地正行 氏 (公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 上席主任研究員 嶋田哲郎 氏 登米市環境教育リーダー 高橋由紀子氏 登米町森林組合 総合企画管理課 課長 竹中雅治 氏
7月28日～ 8月23日	<b>登米市猛禽類調査 (市内中央部及び西部)</b> ・定点調査：設定した 10 地点
8月25日	<b>第8回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 素案 について
10月21日	<b>環境保全連絡会議</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 素案 について
10月28日	<b>環境保全会議</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 素案 について
11月4日	<b>議会常任委員会</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 素案 について
11月4日	<b>環境審議会</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 素案 について
11月11日	<b>環境保全連絡会議催</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 素案 について
11月25日～ 12月24日	<b>パブリックコメント</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略案 について
平成27年 1月9日	<b>第9回生物多様性とめ戦略検討委員会</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略案 について
2月12日	<b>環境保全連絡会議</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 案 について
2月17日	<b>環境保全会議</b> ・(仮称) 生物多様性登米戦略 案 について
3月13日	<b>環境審議会【諮問・答申】</b> ・とめ生きもの多様性プラン 案 について

## 登米市生物多様性の保全 市民アンケート調査結果（概要）

〔対象地域〕 登米市全域

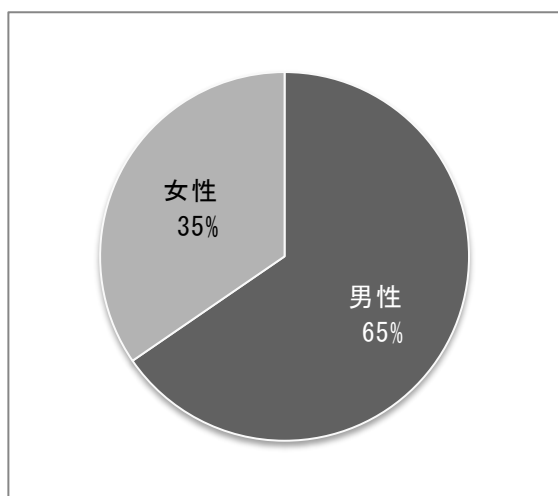
〔対象者〕 総数 1,302 名

（内訳） 市民 1,000 名（住民基本台帳により、行政区別、男女別、年代別に無作為抽出）、  
行政区長 302 名

〔調査期間〕 平成 25 年 2 月 28 日～平成 25 年 3 月 31 日

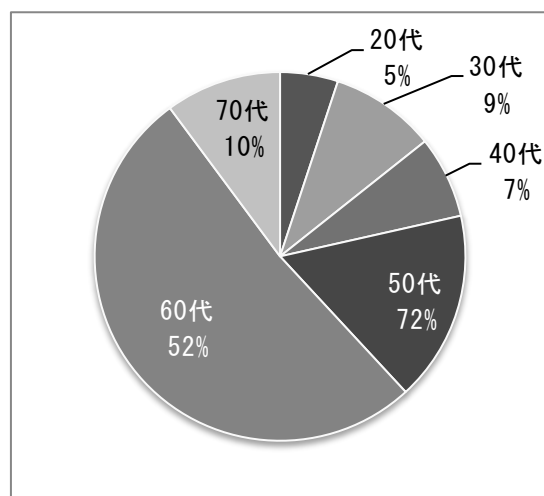
〔回答数〕 445 名（回収率 34.2%）

### 問 1 性別



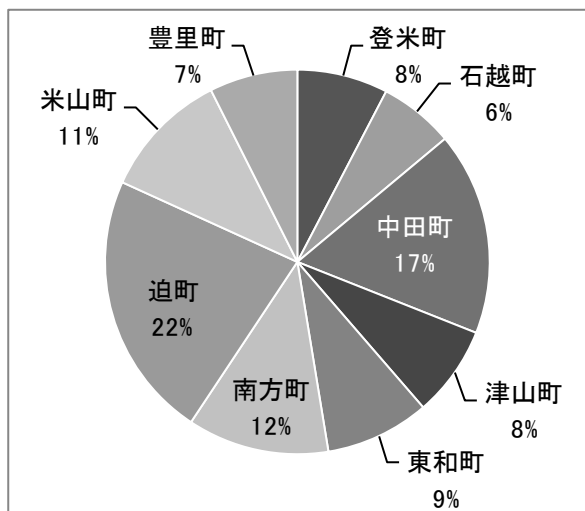
※無回答数 17

### 問 2 年代



※無回答数 12

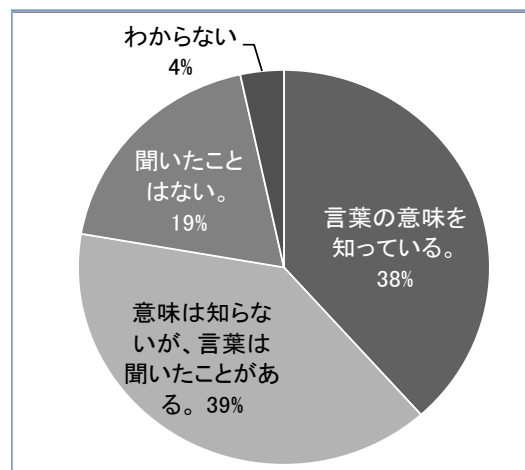
### 問 3 お住まい



### 問 4 生物多様性ということばの認知度

〔設問〕

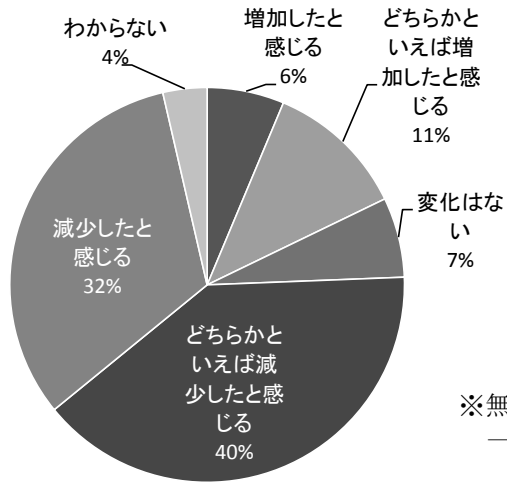
私たちは、多くの生き物から様々な形で、恵みを受けて生活しています。多様な生き物が多くいて、全てがつながっている事を「生物多様性」といいます。あなたは、この言葉を知っていますか。あてはまるもの一つに○をつけて下さい。



※無効回答 1、無回答 4

### 問5 身近な自然環境の変化について

〔設問〕 あなたは、身近な自然や生物（動物、植物、昆虫、鳥など）について以前と比べてどのような変化があったと感じますか？あてはまるもの一つに○をつけて下さい。

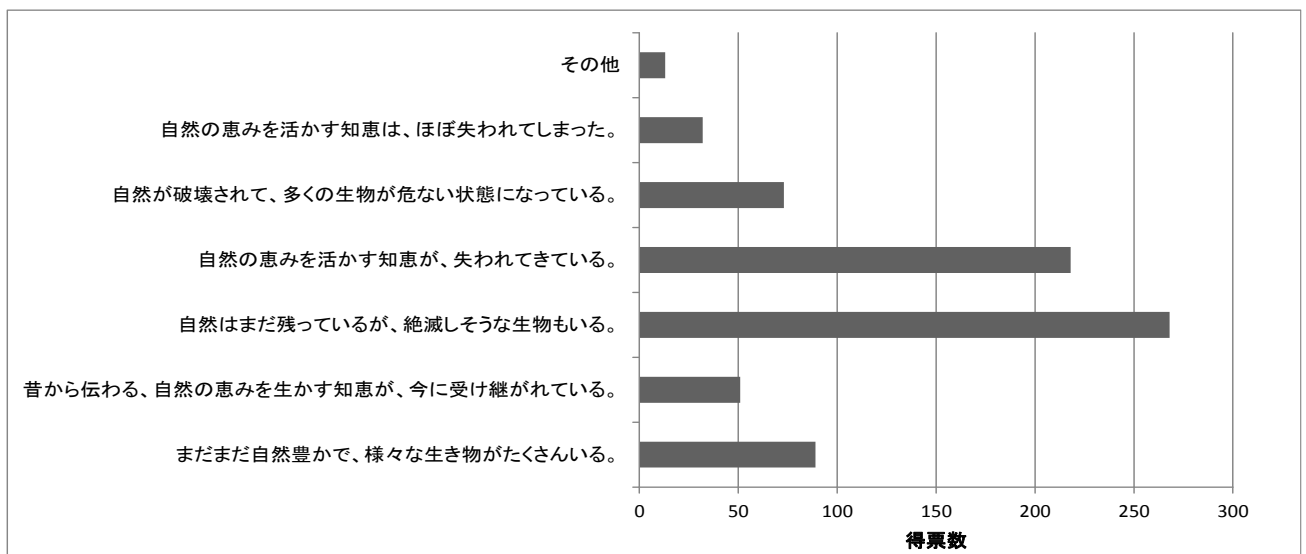


※無回答 4。  
一人一答方式。二つ回答した方が 2 名。

### 問6 登米市全体の環境について

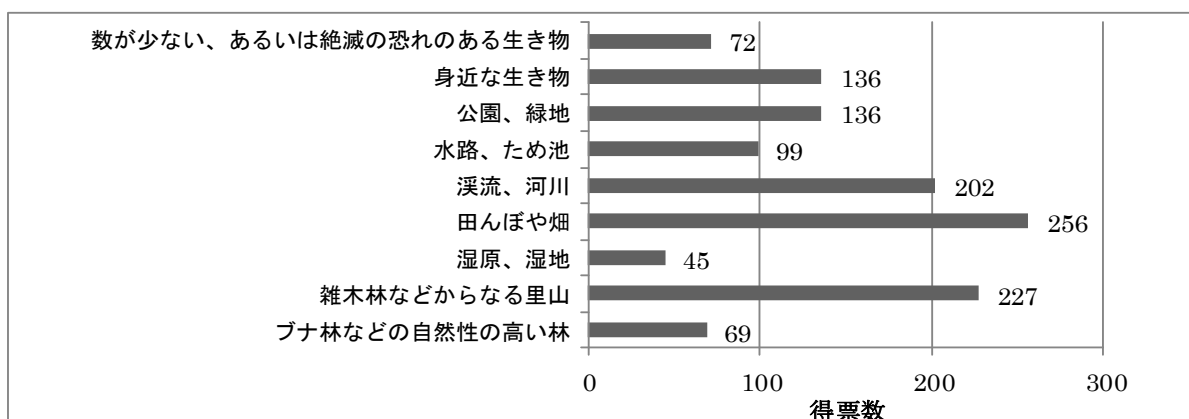
〔設問〕

あなたが感じている登米市の生物多様性の現状について、あてはまると思うもの二つに○をつけて下さい。



### 問7 地域で保全したいもの、後世へつなげたいもの

〔設問〕 登米市のどのような自然を大切にしたいと思いますか。あてはまるもの三つに○をつけて下さい。



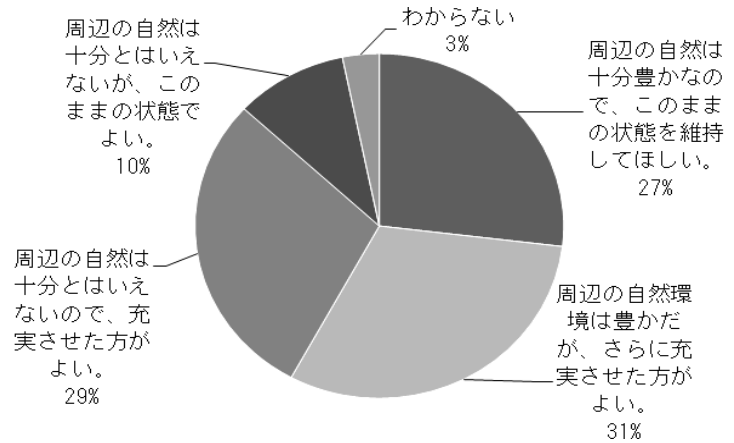


※無回答 6。2つ以上の選択肢を回答した方は 423 名。3つの選択肢を回答した方は 380 名。

※自由回答欄「保全した方がよい場所または生物名」への回答者は 146 名。具体的な地名として、伊豆沼を 15 名、長沼を 14 名、平筒沼を 13 名、北上川を 12 名が挙げ。生き物では、ホタル（ゲンジボタル）を 19 名、メダカを 17 名が挙げていた。自由回答欄「身近な地域で保全した方がよい場所または生物名」への回答者は 120 名。

### 問 8 住まい周辺の自然環境のあるべき姿

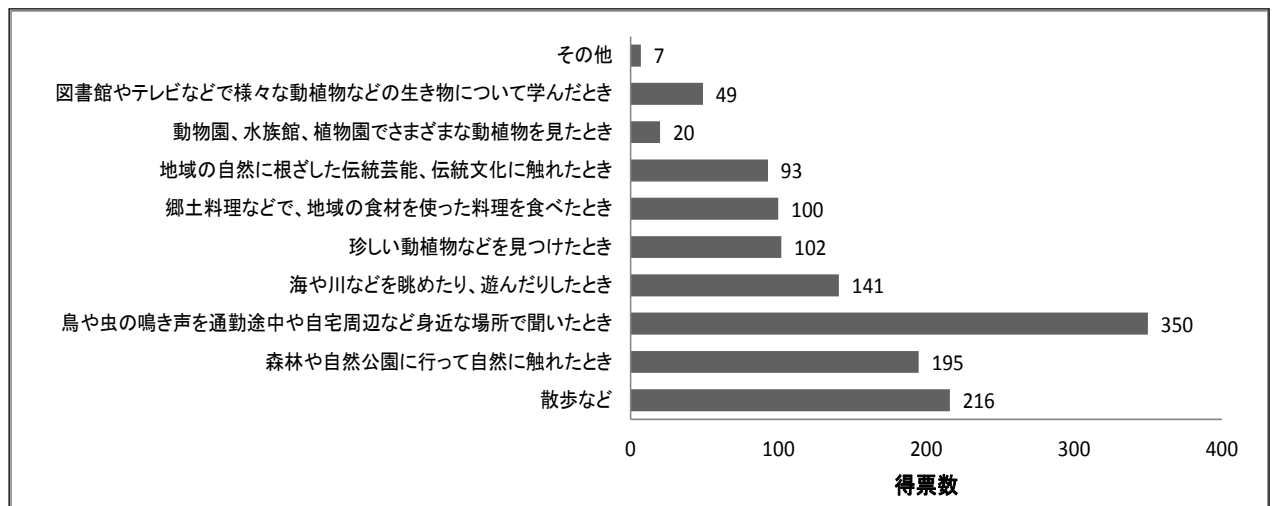
あてはまるもの一つに○をつけて下さい。



※無回答 10

### 問 9 自然に親しみ、自然の豊かさを感じる時

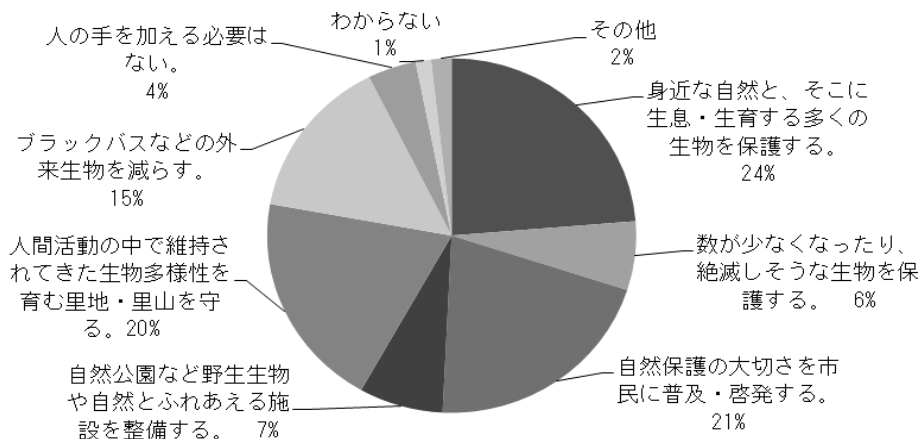
あてはまるもの三つに○をつけて下さい。



※2つ以上の選択肢を回答した方は 427 名。3つの選択肢を回答した方は 408 名。

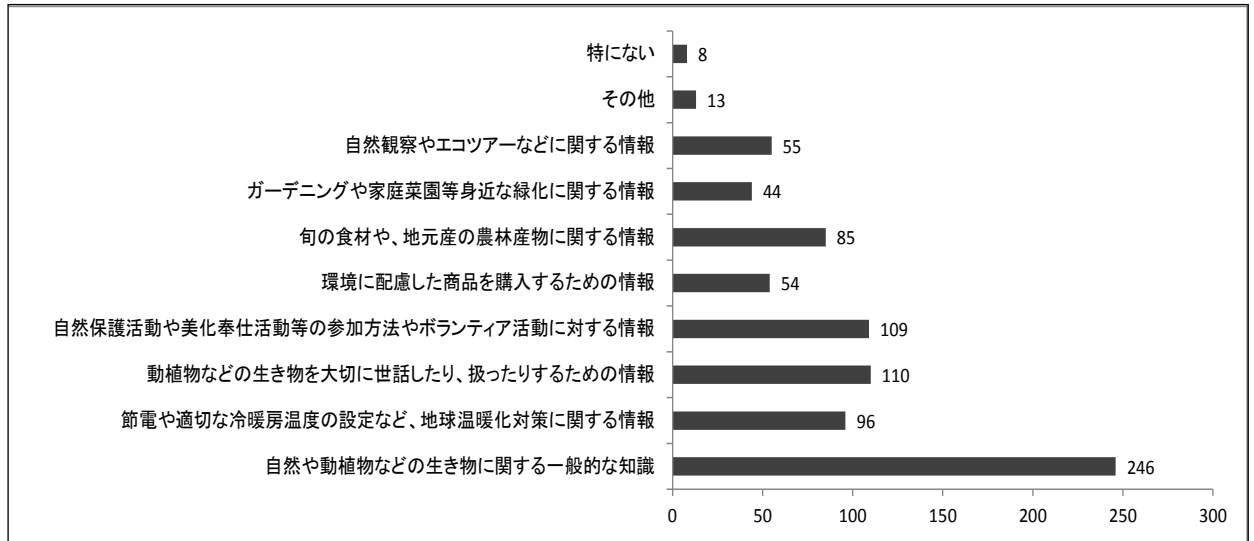
### 問 10 豊かな自然を守るために今後も大切と考えること

一番大切と思うもの一つに○をつけて下さい。



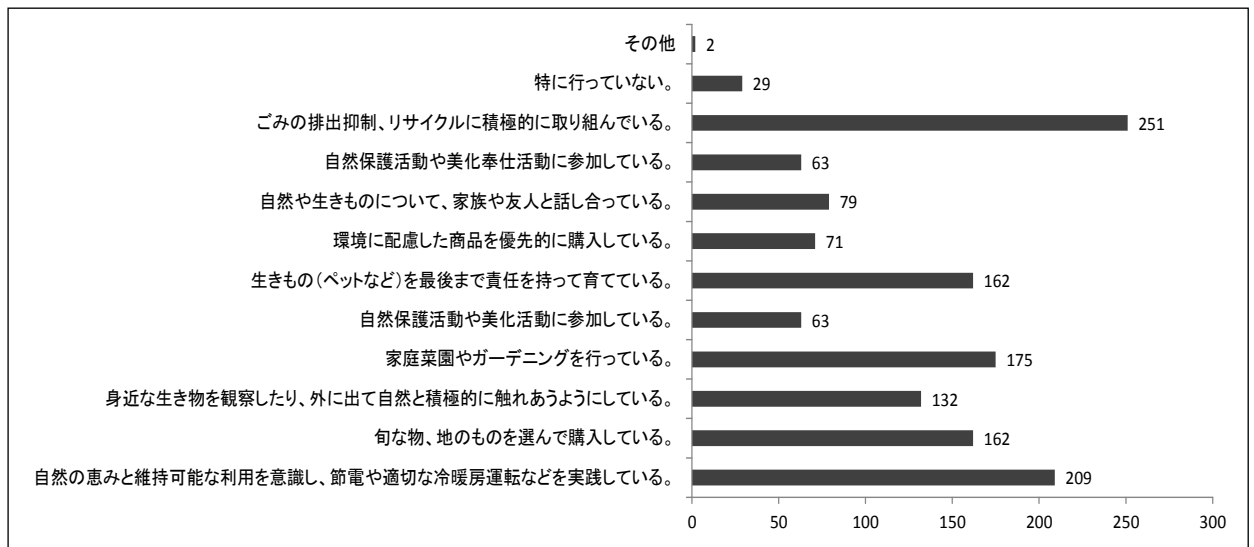
※無回答 12。2つの選択肢を回答した方が 4 名。3つの選択肢を回答した方が 5 名。

問 11 今後、自然環境や生きもののことを考えて行動していく際にどのような情報があればよいと思いますか  
あてはまるもの二つに○をつけて下さい。



※無回答 10。3つの選択肢を回答した方が 5名。

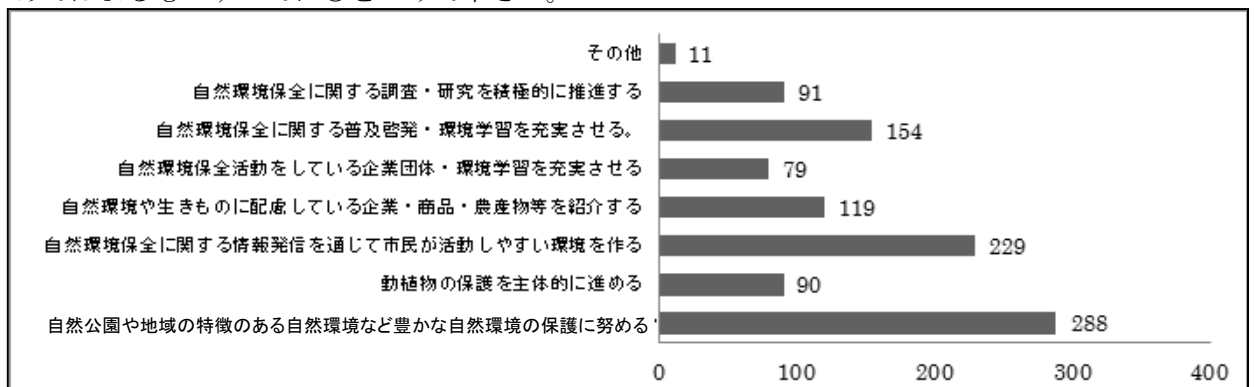
問 12 日ごろから心がけていること あてはまるものすべてに○をつけて下さい。



※無回答 5

問 13 行政に望むこと

あてはまるものすべてに○をつけて下さい。



※無回答 17

## 問 14 自由意見（主な回答）

〔設問〕

登米市における自然環境の保全に関するいろいろな問題について、あなたのお考えをご自由にお書き下さい。

※自由回答は 177 名（回答者に対する問 14 の記入率：39.7%）の記入があった。

記入内容の概要については以下の通り。

### ■登米市全体に関すること

- ・ドジョウ、メダカ、ホタル、トンボなどの野生生物やその生息・生育環境が減少している。
- ・ハクビシン（農地周辺）、ブラックバス・アメリカザリガニ（水辺）、セイタカアワダチソウ（河川敷、農地周辺）などの外来生物が分布を拡大しつつある。
- ・河川や農業用の用水路、沼などのコンクリート護岸化による自然な水際の消失、生活雑排水などの流入による水質の悪化など、水辺環境が悪化している。
- ・子どもたちを含めて、地域の方々に対して、自然体験や環境教育に関する情報発信や取組機会を増やすことが重要。
- ・東日本大震災後の復興における自然に配慮した地域づくりや、原発事故に伴う放射能（放射性物質）への対応を考える必要がある。

### ■各町ごとの回答概要

〔迫町〕

- ・メダカ、トンボ、ドジョウ等の水辺の生きものが減少している。
- ・長沼川の水質改善に取り組む必要がある。
- ・環境保全米の取組を行っている田んぼで、カブトエビなどの生きものが確認されたと。
- ・コンクリートで護岸された用水路や河川が増えたことで、メダカやトンボなどの生きものが減少している。

〔登米町〕

- ・昔はこの川も川幅が広く、魚とりや水泳をして遊んだが、今は水辺が見えなくなり、水際にも近づけなくなった。
- ・身近な野鳥であったスズメやツバメが減少している。
- ・針葉樹を主体とする森が増えたことなどにより、キジやヤマドリなどが減少している。

〔東和町〕

- ・ハクビシン、カモシカ（昔は姿を見なかった）が増加傾向にあり、農作物への被害が懸念される。

〔中田町〕

- ・ドジョウ、フナ、メダカ、ホタル、イナゴ、バッタ等の田んぼの周辺にすむ生きものの減少に関する懸念が数多く寄せられています。
- ・ドロオイムシ対策で使用する農薬が、イナゴ等の野生生物に影響を及ぼしているのではないかとのご指摘がありました。
- ・ハクビシンが増加傾向にあり、農作物の食害が発生しているとのことのご意見が複数ありました。

#### 〔豊里町〕

- ・家庭からの雑排水による河川の水質悪化や、ゴミのポイ捨て等による生活環境の悪化が懸念される。
- ・竹林が分布を拡大している。

#### 〔米山町〕

- ・水路などが護岸されてトンボやドジョウなどの水田の周辺にすむ生きものが減少している
- ・農地・水・環境向上対策事業（現、農地・水保全管理支払交付金）によりフナやドジョウ、カブトエビ等が戻ってきた、登米市の里山整備事業などにより、沢でサンショウウオやサワガニが再び確認された。

#### 〔石越町〕

- ・子どものときに遊んでいたため池や水路が姿を消した。
- ・かつて田んぼのまわりで見られたイナゴやカマキリ、トンボなどの生きものが減少した。

#### 〔南方町〕

- ・農地の周辺や河川敷などで外来生物（ブラックバス、アメリカザリガニ、セイタカアワダチソウ）が分布を拡大しつつある。
- ・環境保全米の取組と連動する形で、生きもの調査や、子どもたちの自然体験を行うなどの取組が行われている。

#### 〔津山町〕

- ・カモシカ、ニホンジカ、ハクビシンが増加しており、農作物への被害が懸念される。
- ・昔と違って子どもが遊ぶことのできる森や水辺が減少した。

## 愛知目標

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約の第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された 20 項目からなる目標を含む国際的な目標です。2050 年(平成 62 年)に、自然と共生する世界を実現することを目的に、2020 年(平成 32 年)までに陸水域の 17%、海域の 10%を保護区とすることなどの目標が掲げられました。

愛知目標の内容 (柱となる 5 つの戦略目標と 20 の個別目標)	
<b>◆戦略目標 A</b> 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	
目標 1	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。
目標 2	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。
目標 3	遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
目標 4	遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
<b>◆戦略目標 B</b> 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	
目標 5	2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
目標 6	2020 年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。
目標 7	2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
目標 8	2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
目標 9	2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。
目標 10	2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

**◆戦略目標 C**

生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標 11	2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。
目標 12	2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また 特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。
目標 13	2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

**◆戦略目標 D**

生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標 14	2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
目標 15	2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
目標 16	2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

**◆戦略目標 E**

参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標 17	2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び基本的取組を策定し、政策手段として採用し、実施し始めている。
目標 18	2020 年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。
目標 19	2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。
目標 20	少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

## 用語の説明

用語	内容
あ	<p><b>愛知目標</b></p> <p>平成22年10月に愛知県名古屋市中で開催された生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)で採択された20項目からなる目標を含む国際的な目標。2050年(平成62年)に、自然と共生する世界を実現することを目的に、2020年(平成32年)までに陸水域の17%、海域の10%を保護区とすることなどの目標が掲げられた。</p>
	<p><b>いかんそくしょくぶつ 維管束植物</b></p> <p>茎や根などに、水や養分などの液体を運ぶためのパイプ状の組織の集まり(維管束)を持つ植物のこと。</p>
	<p><b>エコツーリズム</b></p> <p>地域の自然や文化を学び、環境保全活動を支援することを主な目的とした旅行や観光。主催者は自然環境を壊したり、大きな影響を与えることのないように、極力、施設を造らず、利用する交通機関や現地での行動範囲、同行する人数にも制限を設けるなどの配慮を行っている。</p>
	<p><b>えぬびーおー NPO</b></p> <p>行政や企業では十分に対応できない環境や福祉、教育などの課題解決に向けて、市民が自主的に取り組むことを目的とした組織(Nonprofit Organization)で、営利を目的としない公益的な活動を行なっている。類似の言葉としてNGO(エヌジーオー／non-governmental organizations: 市民や企業等で構成する民間団体)がある。</p>
か	<p><b>がいらいせいぶつ 外来生物</b></p> <p>海外の国や地域から人為的に持ち込まれた(意図しない場合も含む)生きもののこと。もともと生息・生育していた範囲を越えて、移動先で生存し、繁殖することができる生きもの。※国内の他の地域から人為的に持ち込まれた生きものについては、「国内移入種」として、区別しています。</p>
	<p><b>環境基本法</b></p> <p>健全で恵み豊かな環境保全、持続可能で環境負荷の少ない経済社会の構築など、環境に関する国の基本的な考え方や今後の取り組みの方向性を示した法律で、平成5年に制定された。</p>
	<p><b>間伐</b></p> <p>樹木の生長に伴って過密になった森林において、一部の樹木を伐採して、密度を調節すること。間伐が適切に実施されることで、森林の中に適度に太陽が射し、下草が茂るため、水源のかん養や土砂流出の防止につながる。</p>
	<p><b>気候変動に関する政府 間パネル</b></p> <p>Intergovernmental Panel on Climate Change(略称はIPCC)。世界の政府関係者や科学者などで構成される地球温暖化問題を扱う国際的な機関。昭和63年に、世界気象機構と国連環境計画を中心に設立され、地球温暖化のしくみやその将来予測、地球温暖化による環境や社会・経済への影響・対応策についての整理などに取り組む。</p>
	<p><b>コーディネーター</b></p> <p>様々な分野、地域、世代などが集まる会議や組織などにおいて、それぞれの違いをお互いに認めつつ、共通の課題や取り組み、今後の目標などの合意形成(共通認識の形成)を図る人または、その作業過程のこと。</p>
	<p><b>国定公園</b></p> <p>自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県が管理する公園(国立公園は国が直接管理する)。</p>
さ	<p><b>さとやま 里山</b></p> <p>市街地や集落の近くにあり、人の様々な働きかけ(草刈りや伐採、採取など)を通じて維持・管理されてきた森林や農地、その周囲にある池や沼、川などの水辺など。</p>
	<p><b>しーおーでいー COD</b></p> <p>化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)。水中の汚れ(有機物)を薬品(酸化剤)で分解した時に消費される酸素の量を表わすもので、海水や湖沼の水の汚れの程度を示す代表的な指標。COD が大きいほど水中に有機物が多く、汚れていることを表す。</p>
	<p><b>自然環境保全地域</b></p> <p>国の自然環境保全法や宮城県の自然環境保全条例等に基づいて、自然環境の保全が特に必要な地域として指定される地域のこと。国の法律や県の条例とは別に、登米市では平成20年に「登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例」を制定し、同条例に基づいて、平筒沼周辺の森林約33haを「平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域」に指定している。</p>
	<p><b>人工林</b></p> <p>木材の生産目的のために、人の手で種を播いたり、苗木を植栽して育てている森林。種を播いたり、植栽した後の森林は、間伐などの手入れを行っている。</p>
	<p><b>しんたん 薪炭</b></p> <p>薪や炭の原材料となる木材を生産する森林。また、その森林から得た木(枝を含む)や、木や竹でつくった炭のこと。</p>

森林セラピー	森林を利用することでもたらされる医学的な裏付けのある効果に基づいて行われる森林の利活用に関する取り組み。森林の利活用を通じて、心身の健康状態の維持・増進を図り、病気などの予防を図る「森林セラピー基地」等の取り組みがNPO法人森林セラピーソサエティなどを中心に行われている。
森林認証制度	持続可能な管理が行われている森林から切り出した木材やその加工品などに対して、持続可能な森林やそこで生産・加工されたことを第三者機関などが評価して認めるしくみ。
水産資源保護法	水産資源の保護・培養と、その効果の持続を通じた漁業振興を目的に、昭和26年に制定された法律(所管は農林水産省)。取ることができる水面の範囲や魚種、漁獲方法などについての一定の制限を行うことなどが示されている。
生物多様性国際自治体会議	世界で生物多様性保全に取り組む自治体を中心に国際機関などの関係者を集めて開催される会議で、生物多様性条約の締約国会議と併行して、概ね2年に1回開催される。前回は平成22年に愛知県名古屋で開催されたCOP10の会期中に開催され、30か国から185自治体が参加した。
生物多様性条約	平成4年にブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で採択された条約のひとつで、正式名称は「生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity)」。生物多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つに分類して、生物多様性の保全と、生物多様性が健全な状態であることでもたらされる様々な恵み(水や空気、食料など)の持続可能な利用、植物や菌類などの遺伝資源の利用に伴って発生する利益の公正な配分を目的としている。日本も含めて193ヶ国(平成26年10月現在)が参加。
生物多様性地域連携促進法(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)	希少な野生生物の減少や、外来種の侵入などにより深刻な危機に直面している生物多様性を守るため、地域の特性に応じた保全活動を後押しする法律。環境省、農林水産省、国土交通省の各大臣による基本方針の策定や、市町村による活動計画の作成、NPO・NGOによる計画案への提案など、地域における様々な主体の連携を促進するための規定を示している。 ※同法律に基づいて、自治体を含む多様な地域の団体が構成する「地域連携保全活動協議会」の設置や、地域の生物多様性の保全と持続利用に向けた具体的な取り組みを整理した「地域連携保全活動計画」の策定ができる。
ち ちさんちしょう 地産地消	地域で生産された農林水産物やその加工品などをその地域の中で消費すること。
鳥獣保護区	鳥獣保護法(正式名称は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」)に基づいて、野生生物の保護・管理を目的として、生息地を含む区域を保護区として設定する制度。指定は環境大臣または都道府県知事が行い、それぞれ国指定鳥獣保護区(国指定鳥獣保護区)、都道府県指定鳥獣保護区(都道府県指定鳥獣保護区)と呼ばれる。
ちんすいしょくぶつ 沈水植物	水辺に生える植物のうち、植物体全体が水中にあり、水底に根を張っているもの。
天然記念物	国の文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例に基づいて指定された動物、植物、地質・鉱物などのこと。天然記念物に指定されたものは、荒らされたり、傷つけられたりすることがないように、各種の規制がかけられる。登米市内には国の天然記念物として「伊豆沼・内沼の鳥類及びその生息地」、「東和町ゲンジボタル生息地」、「横山のウグイ生息地」の3箇所が指定されている。(平成27年3月現在)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(略称: 外来生物法)	外国から持ち込まれたり、他の地域から移動した動植物が、地域の生態系を破壊するのを防ぐ目的で平成16年に制定された。生態系に被害を与えたり、その恐れのある動植物を特定外来生物に指定して、飼育や栽培・保管・輸入の禁止や、国や自治体による駆除活動の実施などの対応を講じることなどが位置づけられた。
特定外来生物	外来生物(海外を起源とする外来種)であって、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、国の外来生物法に基づいて指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。
土地利用型農業	米や麦、大豆などの農作物の大規模な栽培を行なう農業経営の形。
登米市環境基本計画	平成19年4月に施行された登米市環境基本条例に基づいて策定された計画。登米市内の良好な環境の保全と創造についての総合的・長期的な目標と、市の施策の方向性を示した計画。
な 内水面漁業	河川・池・沼など淡水で行われる漁業のこと。



は

二次林	伐採や風水害、山火事などによって、昔からその場所・地域にあった森林が失われた跡に、土中に残った種子や植物体が生長して形成された森林。
バイオマス	直訳すると生物量(bio mass)。再生することが可能な、生物由来の資源(草食動物の排泄物、木材、海藻、生ゴミ、紙、プランクトンなど)の総称。
はんらんげんしつち 氾濫原湿地	洪水時に川からあふれた水が氾濫する範囲にある湿地のこと(洪水時以外は、全体的に湿った環境で、ところどころに水が溜まった場所が点在あるいは広がり、小さな流れなどがあるような環境)。
びーおーでいー BOD	生物化学的酸素要求量(Biochemical oxygen demand)。微生物が水中の汚れ(有機物)を分解するときに消費した溶存酸素の量を表わすもの。水の汚れの程度を示す代表的な指標として使われる。微生物は汚れている水ほど多くの酸素を必要とするので、BODの値は高くなる。
ビオトープ	ある生きものが生きていくうえで必要な自然環境。森や草原、川、沼、海など、生きものの「すみか」となる自然環境。
表流水	河川の水のように、陸地の上(表面)を流れる水のこと。
フットパス	イギリスを発祥とし、“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと=Foot(フット)”ができる”小径=Path(パス)”のこと。
ふゆみずたんぼ	冬の間に田んぼに水を張り、田んぼに生息するイトミヅや水鳥などの多様な生きものの力を借りて、農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培方法よりも大幅に削減または無使用で米作りを行う農法のこと。また、その農法が行なわれている田んぼ。
文化財保護法	昭和24年の法隆寺金堂火災をきっかけに、文化財の保存・活用や、文化に対する理解・関心の向上を目的に制定された。保護の対象となる文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、登録記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、埋蔵文化財などがあり、動植物を含む自然環境も対象になる。
保安林	水源のかん養や、土砂の崩壊等の災害の防備等の公益の保全を図ることを目的に、農林水産大臣または都道府県知事が指定する森林。指定目的に沿った形で森林が持つ機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。登米市内では約6,490haの保安林が指定されている。(平成27年3月現在)
ほうがこうしん 萌芽更新	年を経た樹木を伐採して、切り株から出た芽(萌芽)を育てて、森林の若返りを図ること。
保護林	生態系の保全等を目的に、原則として現状のまま保全することを目的に林野庁が設定する森林。登米市内では「鱒淵観音堂カヤ林木遺伝資源保存林(約10ha)」と「大峰山クヌギ林木遺伝資源保存林(約9ha)」の2箇所が設定されている。(平成27年3月現在)
ほしやうせいび 圃場整備	水田や畑をよりよい条件をもった農地に整備し直すこと。農業用機械での作業がしやすいように区画を拡大・整形したり、分散していた農地を一箇所にまとめる区画整理、農道や用・排水路の整備、土壌の改良などを行うこと。
れい れいきゅう 齢級	樹木の年齢のこと。人工林では、苗木を植えた年度を基準にして数える。苗木を植えた年度の木を「1年生(いちねんせい)」、植えてから2年目の木を「2年生」と呼ぶ。

れ

とめ生きもの多様性プラン

平成 27 年 3 月

登米市 市民生活部 環境課

〒987-0401

宮城県登米市南方町新高石浦 130

電話 0220-58-5553

FAX 0220-58-3345

編集：公益財団法人 日本生態系協会